

発行日:令和 5 年 7 月 25 日

担当:会員サービス課 service@niigata-cci.or.jp

〒950-8711 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル7階

URL <https://www.niigata-cci.or.jp> E-mail office@niigata-cci.or.jp

令和 5 年新潟まつり 応援協賛のお願い 一口でも多くのご協賛をよろしくお願い申し上げます！

8月4日(金)から6日(日)に開催される新潟まつりの協賛者を募集しています。今年は4年ぶりの本格開催を目指しておりますので、盛大な開催に向け、皆様のご支援をお願いいたします。

応援
協賛

1口 2,200 円

●募集対象：新潟まつりにご賛同いただける市内外の一般の皆様

●募集期間：令和5年 8 月 6 日(日)まで



【ご協賛特典】

新潟まつり特製手ぬぐいをお申込み住所・氏名あてにお送りします。

なお、口数によらず、手ぬぐいはおひとり様1枚とさせていただきます。

※各行事が中止の場合でも、まつり全体の運営費に使わせていただくため、協賛金はお返してできません。あらかじめご了承ください。

公式サイト(下記URLかQR)からお申し込みのうえ、指定口座に入金をお願いします。

<https://niigata-matsuri.com/form2023/>

【お問合せ】新潟まつり実行員会事務局

TEL:025-226-2608



＜指定口座＞

第四北越銀行 本店

普通口座

口座番号:2634620

口座名義:新潟まつり実行委員会

物価高騰・インボイス制度等の影響を受けている企業の皆様へ 専門家派遣・相談窓口のご案内(相談無料)

このたび、当所ではコロナウイルスや物価高騰等の影響やインボイス制度・電子帳簿保存法など、様々な事業環境の変化に対応するための経営相談制度を実施いたします。集客方法、新商品開発、賃金引き上げ・デジタル化・補助金の申請についてもご相談いただけます。ぜひこの機会にご相談ください。

【相談内容例】

- ・新規出店について事業計画の相談をしたい
- ・デジタル化に向けてアドバイスをもらいたい
- ・インボイス制度や消費税の申告方法について聞きたい

【対象】新潟市内の中小企業・小規模事業者

【期間】令和6年 1 月 19 日(金)まで(予算に達し次第終了します)

相談お申し込みは下記URLか右記QRから

<https://www.niigata-cci.net/formsys/public/form/602>



【お問合せ】広域経営支援センター TEL:025-290-4215 MAIL:soudan@niigata-cci.or.jp

インボイス転換事業者は補助上限 50 万円上乗せ

第 13 回公募「小規模事業者持続化補助金」

国では、小規模事業者*等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援します。

※常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合 5 人以下、それ以外の業種の場合 20 人以下である事業者

【補助対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託・外注費

【補助率・補助上限】

	通常枠	特別枠			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は 3/4)				
補助上限	50 万円	200 万円			
インボイス 特例	50 万円* ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に 50 万円を上乗せ				

免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する事業者(インボイス転換事業者)を対象に、全ての枠で一律に 50 万円の補助上限を上乗せし、販路開拓(税理士への相談費用を含む)を支援!

【申請要件】

- ・賃金引上げ枠 ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30 円以上とした事業者
- ・卒業枠 ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
- ・後継者支援枠 ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- ・創業枠 ⇒ 過去 3 年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者
- ・インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうち適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者

※過去の公募回において、「インボイス枠」で採択され事業を実施した事業者は、今回の「インボイス特例」の対象外です。

【応募締切】

令和 5 年 **9 月 7 日** (木) まで

※当所へのご相談は、各受付締切日の 1 週間前までにお願いいたします。

【応募方法】

原則 jGrants による電子申請

※電子申請に必要な G ビズ ID プライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、電子申請をお考えの方は、先にアカウントを発行することをお勧めします。

詳細は下記 URL か右記 QR から

<https://r3.jizokukahojokin.info/index.php>



【お問合せ】 経営相談課

TEL : 025-290-4212 (土日祝日を除く 9:00~17:30)

起業家や創業者
を支援します！

事業所賃料を最大月額 5 万円補助！ 「創業サポート事業（オフィス）補助金」

新潟市では、新事業の創出及び新規創業を促進し、産業の活性化を図ることを目的に、市内で新たに事業活動を行う個人、グループまたはベンチャー企業等に対して事業所賃料を助成します。

【補助金概要】

区分	情報通信関連産業	その他の産業
対象業種	情報サービス業など	情報通信関連産業以外の業種
対象者	新たに創業または創業から3年未満の個人、グループまたは中小ベンチャー企業 ・新たに創業する場合は、採択された当該年度中に創業をするものに限る ・補助期間終了後も新潟市内に事業所を置いて活動すること	
補助対象経費	事業所の賃借料	
補助金額および限度額	1 年 目：1/2 (限度額月5万円) 2 年目以降：1/3 (限度額月3万円)	1/3 (限度額月3万円) ただし、UJターン(新潟県外から新潟市内へ)による創業者、「特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書」を取得した者については、1/2(限度額月5万円)を補助
補助金交付期間	3 年以内	1 年以内
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所とは、当該事業の用に供する土地・建物・事務所・レンタルオフィス等を言う ・賃借料とは、賃貸借契約上の月額賃料を言い、敷金・礼金、駐車場経費、消費税等は除く ・賃借料に他の団体等からの補助金等が充当されている場合は、当該補助金を差し引いた額 	

申請の流れ



【募集期間】

令和5年8月25日(金)まで

【選考会】

外部の有識者等で構成する選考会を開催し、プレゼンテーションおよびヒアリングを実施。

- ・令和5年9月20日(水)開催予定
- ・新潟市中央区内
- ・詳細は、申請者に別途連絡

【応募方法】

申請書を作成し、所定の添付資料とあわせて、下記提出先へ持参または郵送にてご提出ください。

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル5階)

新潟市役所 経済部成長産業・イノベーション推進課 宛

growing@city.niigata.lg.jp

詳細は下記 URL か右記 QR から

<https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/shokoshien/sogyoshien/sougyousapotoofisu/seidonitsuite.html>

【お問合せ】新潟市 経済部 成長産業・イノベーション推進課

TEL : 025-226-1694



商店街の活性化を図る取組を募集します！ 「令和5年度つながる商店街人材育成事業」



新潟県では、意欲ある商業者グループと商店街外部のプレイヤーとの連携による商店街活性化の取組を促進するとともに、地域商業の将来を担う若手経営者やリーダー等の育成を図ることを目的とした実践的な取組を支援するため、下記のとおり企画提案を募集します。応募のあった提案については審査を行い、審査を通過したグループと契約を締結して提案内容の実践を委託する予定。

【募集する企画提案の内容】

地域課題の解決に向け、商店街と商店街外部のプレイヤー（例 NPO、社会福祉法人、学生、事業者等）とが連携して行う、商店街の活性化を図る取組。

【事業例】

地域課題	外部プレイヤー	実施する取組
高齢者支援	NPO	巡回バスが商店街に立ち寄り、買物の運送などを実施
子育て支援	大学生	一人親などの子どもたちに学習支援ボランティアを実施
地域交流活動の支援	まちづくり社会	多世代、多様な人々が交流するコミュニティスペースを運営

【提案資格者】

以下のメンバーを含む、3名以上のグループであること。

- ①商店街団体に加盟する中小商業者
※グループ全体の過半数を占めること
- ②商店街外部のプレイヤー

【募集期間】

令和5年9月8日（金）まで

【委託費】

- ①見積限度額：**40万円**
（消費税および地方消費税含む）
- ②対象経費：謝金、旅費、調査費、雑費、再委託費等

【企画提案書の審査】

外部有識者を含む「つながる商店街人材育成事業審査会」を開催し、提出された企画提案書およびプレゼンテーションにより審査。

【契約予定件数】

3件程度（予算の範囲内で決定）

詳細は下記 URL か右記 QR から

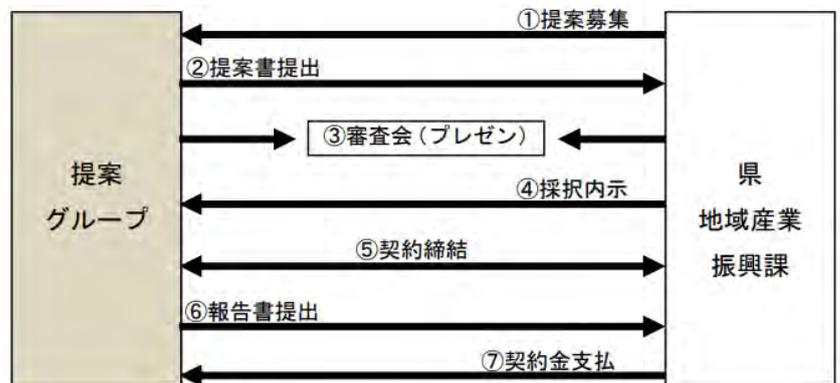
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiikishinko/1356916865793.html>

【お問合せ】新潟県 産業労働部 地域産業振興課 小規模企業支援班

TEL：025-280-5235 FAX：025-280-5278

MAIL：ngt050100@pref.niigata.lg.jp

事業採択等の流れ



労務管理のお知らせコーナー 7月号

社会保険労務士法人事業創造パートナーズ 社会保険労務士 渡辺 稔

今月のテーマ 「労働時間・休憩に関するQ&A」

皆さんは職場で、毎日の業務の中で労働時間や休憩時間について疑問に思ったことはありませんか。今回は「労働時間・休憩」の基本的なことについてQ&A形式でお伝えいたします。



Q. 勤務時間の上限は法律で決まっていますか？

A. 勤務時間の上限については、原則は労働基準法で1日8時間、1週間40時間と決まっています。また、一定の条件を満たした場合には1ヶ月を平均して1週40時間にする制度（1ヶ月単位の変形労働制）や1年の労働時間を平均して1週40時間にする制度（1年単位の変形労働制）があり、これを超える労働を法定時間外労働と言い、いわゆる残業ということになります。



Q. 一か月の残業時間は労働基準法で決まっていますか？

A. 労働者に時間外・休日労働をさせる場合には、労使で36協定を締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません。但し、36協定を締結したからと言って、無制限に残業させられるわけではありません。残業時間には「時間外労働の限度に関する基準」が定められており、この基準により、例えば臨時的な特別の事情が無ければ原則1か月45時間、1年360時間などの限度が示されています。（一部例外もあります）



Q. 休憩時間はとらなくても問題はありませんか？

A. 労働時間が6時間を超え、8時間以下の場合には少なくとも45分、8時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩を与えなければならない、と定められています。



Q. 私の職場では、昼休みに電話や来客対応をする昼当番が月に2~3回ありますが、このような場合は勤務時間に含まれるのでしょうか？

A. 休憩時間は労働者が権利として労働から離れることが保障されていなければなりません。従って、待機時間等のいわゆる手待時間は休憩時間に含まれない可能性が高いです。ご質問にある昼休み中の電話や来客対応は業務とみなされる可能性が高く、その場合は勤務時間に含まれます。従って、昼当番で昼休みが費やされてしまった場合、会社は別途休憩を与えなければなりません。



Q. 休憩時間を分割してとる場合どのようなことに注意が必要でしょうか？

A. 使用者は労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければなりません。また、休憩時間とは単に作業に従事しないいわゆる手待時間は含まず、労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間をいいます。分割された休憩時間がごく短い場合、休憩時間の自由利用が事実上制限されるため、労働者が労働から完全に解放されているとは評価されない場合があります。休憩時間の分割を行う場合には、その点に注意する必要があります。



◇労働時間・休憩のQ&A◇



業務が忙しいと、自分の判断で労働時間や休憩時間を変更してしまうことは日常的に起こり得ます。会社、労働者の双方にとって、労働時間や休憩時間は賃金を計算する重要なものとなりますので、労使間でトラブルが生じないように日頃から確認やコミュニケーションをとっておくことが大切です。

★詳しい内容については、労務管理の専門家にお聞きください！

新潟県社会保険労務士会ホームページ <http://www.sr-niigata.jp/>

夏の冷えを予防するためのポイント

(一社)新潟県労働衛生医学協会
健康づくり推進部 保健師 丸山 要子



梅雨が明け、ますます暑さが厳しくなる季節となりました。外は暑いのに、一方で手足が冷えて困っているという方はいらっしゃいませんか。冷えが続くと、さまざまな症状を招くようになります。今回は、夏の冷えを予防するためのポイントについてお話しします。

1 夏の冷えの原因

夏の冷えの最大の原因は、冷房です。熱中症予防の観点から、冷房を使うことは大切です。しかし、冷房の効いた部屋で長時間過ごしていると、私たちの体は、体温を維持するよう働くため、血管を縮めて熱が外へ逃げないようにします。血管が縮むと、血液の循環が悪くなり、体の末端である手足から冷えていきます。また、暑いからといってアイスクリームや冷たい飲み物をとり過ぎることも冷えの原因となります。胃腸が冷え、体の内側から冷えてしまいます。冷えは、だるさ、疲労感、頭痛、便秘・下痢、肩こり、むくみなどの身体症状、イライラ、やる気が起きないなどの精神症状を招きます。

2 夏の冷えを予防するためのポイント

①冷房の効きすぎに注意する

冷房の設定温度をこまめに調整し、室温が冷えすぎないようにしましょう。また、エアコンの除湿機能を積極的に使ったり、朝晩は扇風機に切り替えるなど、冷房に頼り過ぎないようにすることも重要です。

②服装で調整する

職場やスーパー、公共交通機関などの冷房は、自分に合った設定温度にするわけにはいきません。カーディガンなどの羽織れるものやひざ掛けなどで調整しましょう。また、体の末端である足は冷えやすいため、素足にサンダルといったスタイルを避けることをおすすめします。

③冷たい飲食物のとり過ぎを避ける

そうめん、冷やし中華などの冷たいメニューばかりを選ばないようにしましょう。体を温める食材（しょうが、にんにく、ネギなど）を使った料理を取り入れることもおすすめです。

なお、当会では、管理栄養士や保健師による生活習慣に関するセミナーもおこなっています。どうぞお気軽にご連絡ください。

TEL : 025-370-1945
(新潟県労働衛生医学協会 健康づくり推進部)



推薦してください! 新潟市技能功労者表彰

新潟市では、優れた技能を持ち長年の経験がある技能功労者の推薦を受け付けています。

【対象】新潟市内在住で、指定する同一職種で30年以上の経験があり、優れた技能を持ち、他の技能者の模範と認められる人

【推薦できる人】候補者が加入する団体など

【提出締切日】令和5年8月28日(月)(必着)

【お申込み・お問合せ】新潟市経済部雇用・新潟暮らし推進課 TEL: 025-226-2149
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階



大野 萌子／おおの・もえこ

法政大学卒。一般社団法人日本メンタルアップ支援機構（メンタルアップマネージャ資格認定機関）代表理事、公認心理師、産業カウンセラー、2級キャリアコンサルティング技能士。企業内健康管理室カウンセラーとしての長年の現場経験を生かした、人間関係改善に必須のコミュニケーション、ストレスマネジメントなどの分野を得意とする。

ロールモデルは必要か

仕事をしていく上で「『ロールモデル』は必要だ」と考えている人がとても多い気がします。実際に「ロールモデルが見つからない」という悩みや、「ロールモデルがない職場なので辞めようかと思う」などの相談はよくあります。ロールモデルが必要だと考える理由は、仕事のやり方をはじめ、「自分の将来を思い描く対象として、具体的な象徴になること」にあるようです。手探りで物事を模索している人にとって、それは解決策のように感じるのかもしれませんが。確かに、目標や理想とする人物像があることは、それを目指して頑張るというモチベーションを保つためには、一定の効果がありそうです。

ただ、リスペクトできる素晴らしく有能な上司がいたとして、「あの人のようになりたい」と思ったときに、同じように業務をこなし、同じように業績を上げ、評価されることができのでしょうか。年齢、経歴、家庭環境、そのほかにもさまざまなことを「自分とは異なる人物」と同じようにすることは難しく、結局「自分はダメだ」と自己否定することにつながってしまうケースが残念ながら多く見受けられます。自信を喪失するきっかけにもなりやすいので要注意です。

時代背景も刻々と変わり、業務内容も変化しています。そのような中で、「前例に基づき、こうすれば大丈夫」と今までと同じことをしても、上手くいきません。柔軟な変化が求められている昨今、「ロールモデル」の存在はデメリットにさえなります。

しかし、特定の人に憧れることを否定するわけではありません。ロールモデルは、1人に限定せずに「〇〇さんのこの部分は取り入れよう」「△△さんのこの姿勢はまねしたい」と、それぞれの「いいとこ取り」を目指すことが健全な方法です。

また、身近な人物だけでなく、成功を収めた著名人を目標としている人もいると思います。共感し、高い志を持つことは素晴らしいことです。しかし、そのやり方や考え方をそのままではなく、「自分事」として落とし込む作業が必要です。実現可能なところまでアレンジできてこそ結果につながり、やりがいや自信に結び付けることができます。

日本商工会議所 早期景気観測 調査結果のポイント LOBO 調査 2023年6月結果

業況DIは、コスト増に消費意欲の一服が重なり悪化。先行きは、長期化する人手不足や物価高で慎重な見方。

・ **全産業合計の業況DIは、▲8.9（前月比▲2.7ポイント）**

- ・ サービス業では、飲食・宿泊業等で需要回復は継続する一方、深刻な人手不足に伴う受注機会の損失で、業況は悪化した。また、小売業では、物価高により消費者の日用品等の買い控えが継続しており、スーパー等を中心に悪化した。卸売業でも、梱包資材価格の高止まりに加え、小売業・サービス業からの引き合い減少で悪化した。建設業・製造業では、設備投資需要が堅調に推移する一方、度重なるコスト増に価格転嫁が追いついておらず、横ばいに留まった。
- ・ 原材料・エネルギー価格の高騰や人材確保に向けた賃上げ等のコスト増加が継続する中、コロナ禍からの挽回消費にも一服感が見られ、中小企業の業況は悪化に転じた。

・ **先行き見通しDIは、▲10.2（今月比▲1.3ポイント）**

- ・ インバウンド・国内観光需要の回復や、企業の設備投資の増加等、経済活動のさらなる改善が期待される。一方で、原材料・エネルギー価格の高騰によるコスト負担増や人手不足への対応等は長期化しており、経営の足かせとなっている。また、価格転嫁実施後に受注・販売数量の減少が生じたとの声もあり、中小企業の経営課題は多様化し、慎重な見方が続いている。

詳細は、日商HP (<https://www.jcci.or.jp/lobo/lobo.html>) を参照。